

第八十回 参議院農林水産委員会、運輸委員会連合審査会會議録第一号

昭和五十二年四月三十日(土曜日)

午前十時二分開会

委員氏名

農林水産委員

橋 直治君
青井 政美君
鈴木 省吾君
粕谷 照美君
鶴岡 哲夫君
原田 立君
大島 友治君
長田 裕二君
梶木 又三君
後藤 正夫君
佐多 宗二君
坂元 親男君
菅野 儀作君
塚田十一郎君
初村庵一郎君
細川 護熙君
川村 清一君
工藤 良平君
対馬 孝且君
前川 旦君
相沢 武彦君
小笠原貞子君
塚田 大願君
和田 春生君
喜屋武眞榮君

運輸委員

委員長

理事
理事
理事

上林繁次郎君
岡本 恒君
三木 忠雄君
江藤 智君

出席者は左のとおり。

農林水産委員会

委員長

理事

委員

橋 直治君
鈴木 省吾君
粕谷 照美君
鶴岡 哲夫君
長田 裕二君
梶木 又三君
後藤 正夫君
菅野 儀作君
初村庵一郎君
相沢 武彦君
塚田 大願君
和田 春生君
喜屋武眞榮君

運輸委員会

委員長

理事

委員

上林繁次郎君
三木 忠雄君
江藤 智君
小林 国司君
中村 太郎君
永野 厳雄君
福井 勇君
藤田 正明君
青木 新次君
杉山善太郎君
瀬谷 英行君
田中寿美子君
藤田 進君
安武 洋子君
柄谷 道一君
松岡 克由君
外務大臣 鳩山威一郎君
農林大臣 鈴木 善幸君
運輸大臣 田村 元君
国務大臣 (防衛庁長官) 三原 朝雄君
政府委員
防衛庁長官官房 渡邊 伊助君
防衛審議官 伊藤 圭一君
防衛庁防衛局長 大森 誠一君
外務省アジア局 宮澤 泰君
外務省欧亜局長 松本 康雄君
大蔵省主計局次 澤邊 守君
農林大臣官房長 岡安 誠君
水産庁長官 蘭村 泰彦君
海上保安庁長官 間 孝君
海上保安庁次長 竹中 讓君
事務局側
常任委員会専門 村上 登君
員
常任委員会専門 員

説明員

大蔵省主計局主 計官 穴倉 宗夫君

本日の会議に付した案件

○領海法案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業水域に関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)

〔農林水産委員長橋直治君委員長長席に着く〕

○委員長(橋直治君) ただいまから農林水産委員会、運輸委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が連合審査会の会議を主宰いたします。

領海法案及び漁業水域に関する暫定措置法案、以上両案を一括して議題といたします。

両案についての趣旨説明は、お手元に配付してあります資料によって御了承願うことといたします。

この際、政府側にお願いたしますが、質疑者の持ち時間は答弁時間を含めた時間でありまして、簡潔適切な御答弁をいただきますようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。瀬谷君。

○瀬谷英行君 時間の関係で端的に質問いたしますが、ソビエトから漁業条約破棄通告があったということがあります。このことは、あらかじめ日本政府として予期していたことなのか、あるいは突然のことだったのか、その点どうだったのかということ、それからこの破棄通告に伴ってこれからの漁業条約に臨む日本側の態度ということもそれ相応に考えていかなければならぬと思うんですが、その辺の政府側の見解を明らかにして

こうさんで絡んでいけば、話すればこれはもう絡まざるを得ないでしょう。つまり、二者択一という問題に迫られる心配があるのじゃないかと言うんです。そうならなきやい、なりたくないという気持ちにはわかる。しかし、漁業条約の破棄通告があったということ、海洋二法の成立に先手が打たれたということ、これらを考えるならば、むしろ日本政府とすれば、領土問題が絡んでこれは並み並みならぬことであるということ、あらかじめ覚悟して農林大臣を派遣するのが正しいのじゃないかと思うんです。

それをしないで、どっちともうまいこといくだろうというふうな、そういう言い方をしていけば、かえって向こうへ行つてから農林大臣が困ることになるのじゃないかという気がするんです。むしろ、漁業問題を解決するのなら解決をするということに重点を置くということをはっきりされるのならそれで、国民は納得すると思うんです。漁民も納得すると思うんです。そんなに何もかもうまくいくということとは外交交渉においてはあり得ない。体をぬらすに泳ぐなんというわけにはいかないんです。その点は、むしろ外務大臣としてもいろいろの手を考へておくべきではないかと思うんですが、その点はどうなんですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 領土問題と漁業問題を切り離すと、こういうことでございますが、それは、漁業問題が将来の領土問題につきまして悪い影響を申しますか、この際に領土問題につきまして日本が一步引き下がったではないかと、こういうことにならないようにという意味でございます。そのような努力を続けておられるわけでございます。しかし、根本的には、二百海里時代になり、領土問題が解決しなければすっきりした漁業の慣行というものができないという意味では、おっしゃるとおりだろうと思ひます。しかしそのようなことは、急速にはなかなか期待できない相当時間のかかる折衝でございます。なかなか難航する折衝になると思ひます。しかし、それが

できないからといって、日本の北洋漁業が動かなくなるということは大変でございます。したがって、漁業問題は漁業問題として解決を図る、しかも領土問題に悪い影響が出ないようにと、これが鈴木農林大臣の御苦勞なさっている焦点でありまして、もともと領土問題が解決しなければ漁業は認めない、こういうことを先方が申しているわけでは決してないわけでございます。したがって、いまは決して、領土問題と漁業問題が一緒になって先方が主張をしている、こういうことではないというふうなことを考へておる次第でございます。

○瀬谷英行君 この二百海里の問題は、外務大臣が理屈でもってかくあるべきであると言ひ以上、いろいろな問題が出てくると思うんです。これは、ソビエトとの漁業交渉だつてそうだと思うんですが、それだけじゃない。竹島の問題だつてそうです。竹島は日本領土であるということをはっきりさせるならば、韓国が不法占拠しているという事態に対してどうするかということも明らかにしなきゃならぬと思うんです。二百海里をわれわれが宣言をする以上は、北の方だけ二百海里宣言をして、そして西の方は別だというわけにはいかなうなつてくると思う。そうすると、竹島も、あるいは尖閣列島も日本の領土であるということをはっきりさせるならば、この際外務大臣としても、じゃ不法占拠されている竹島の問題をどうするかといったようなことも、はっきりさせる必要があるんじゃないかと思ひます。その点はどうですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) おっしゃるとおりであらうと思ひます。

○瀬谷英行君 おっしゃるとおりならば、具体的にどうなさるおつもりですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 二百海里時代を迎えまして、竹島という小さな島でありますけれども、これが二百海里という大きな漁業水域というものをしよつてまいりますから大変な問題になるわけでございます。御承知のように、竹島問題は日韓の国交正常化の際に当方の主張が決着を見ま

せんでした。正常化の際におきましても解決がでなかつた問題で、したがって、これらのいわば両国間の紛争につきましては、了解事項をつくりまして一応のその当時としての解決を図つたわけでありまして、実体問題としては残つておるわけで、これは外交交渉で決着をつける、それができなければ仲裁にかけると、このようなことになつておるわけでございます。現実問題として平和的な処理がなかなかできないというのが現実でございます。私もいたしましては粘り強く交渉をいたしますが、いよいよ二百海里時代が目の前に迫つておりますので、この問題につきましては真剣に取り組むべきであると思ひております。

○瀬谷英行君 小さな島だというふうにおっしゃつたけれども、事を誤れば、しまったじゃ済まないことになる。これはやっぱり考えなきゃいかぬ。

まず、平和的にいま解決してないというふうにおっしゃつたんですけれども、じゃ、一体どうするか。国際的な問題として決着をつけるという意思があるなら、あるということをはっきりさせるべきだと思ひます。

それから、大陸だの問題だつて、韓国の方がやきもきしている。しかし、だからといって日本がそれに調子を合わせる義理はないんだ。向こうが向こうならこつちもこつちだというのが外交交渉です。だから私は、この竹島なら竹島の問題で毅然とした態度をとると、煮え切らない態度をとっているとかえつて紛争はいつまでも長引くということになると思ひます。したがつてこの機会に、困つたものだと言つていふんじゃないで、具体的に紛争処理のために一歩踏み出すべきではないかと思ひます。政府としてはその覚悟がどのようにあるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 竹島問題につきましては、事あるごとに強硬な抗議を続けているわけでございます。しかし、御承知のように、この

竹島問題は韓国におきましても大愛国民的なバックを持ちまして、大変な問題意識を持つておるものでございます。それから、日韓関係全体を好転をさしていくという方向でなければ、この問題はなかなか解決がむずかしいのでございます。したがって、そのような考え方に基きましてこの竹島問題を解決する上にも、私は日韓関係というものは友好関係を増進していくという方向でなければ、なかなか解決困難であるというふうに考へておるわけでございます。大陸だの問題につきましてもいまお触れになりましたけれども、三年以上前に調印いたしましたこの協定につきましては、ぜひとも私もいたしましては、この国会におきましての成立を強く期待をいたしているところでございます。

○瀬谷英行君 そうはまいりません、せっかくですけれども。しかし時間の関係がありますから、それじゃあもう一点、領土問題、二百海里問題、これは不可分の問題でありますので、尖閣列島という問題があります。この尖閣列島はどのように日本としては考へておるのか、問題が起きた場合にはどういふふうに対処なさるおつもりなのか、このことをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 尖閣列島につきましては、わが国の巡視艇が常時警戒をいたしておりまして、他国に占拠をされるというそのような状態にはないわけでございます。わが国といたしましては、尖閣列島はわが国の有効な支配下にある、占有下にあるというふうに解し、そういう状態を保つことができておるわけでございます。ただ、尖閣列島につきましては、御承知のように、中国側からの主張があるというところでございまして、竹島並びに北方四島とはや状況が違つておるということをお述べさせていただきます。

○瀬谷英行君 尖閣列島は中国側からの主張があるということになれば、主張の上ではやはり食い違つておるということになるんです。食い違つておる問題は、尖閣列島、竹島、択捉、国後、歯舞、色丹、これらの島々いずれも食い違つてい

わけです。したがって、食い違っている問題に対応するこちら側の態度というものは一貫してきやならぬと思う。一貫して臨まなければ漁業問題が全部絡んでくるというふうには考えられませんが、その点はどのように政府としては、矛盾なくこの領土問題とそれから漁業問題あるいはまたそれらにまつわるものとのトラブルを解決なさるおつもりなのか。これは、この国に対してはその友好関係、いま竹島については日韓の友好関係ということを言われなければいけません。それならば北方領土だって尖閣列島だって、問題が起きたならば友好関係でもって臨まなければ事は解決しないということになるわけですね、理屈として。その点はどうですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 私どもまさしくそのように考えております。北方四島の問題におきましては日ソの友好関係を増進していくという方向に進まなければ、この北方四島の問題もなかなか本格的な決着はむずかしいと考えますし、また尖閣列島の問題につきましても、これは中国並びに台湾との関係があるわけですが、私どもは中国との関係である、このように考えますので、この尖閣列島の問題も中国との友好関係の増進という方向においてのみ解決できるものと考えております。

○青木新次君 農林大臣にお伺いしたいと思いますが、ソ連による日ソ漁業条約の破棄通告は、すでに示唆されたことでもあるし、予期されておったところが、官房長官の談話を聞いたわけですが、けれども、これは漁業条約に基づくサケ・マスを取り決めにいま話し合っている最中に一方的破棄通告というものははなはだ残念だと、こういう談話を発表したというわけでありすけれども、この点は閣内において認識の統一を欠いているんじゃないかと、こう思われますけれども、いかがですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 公海上のサケ・マスの取り決めにつきましては、御承知のように、六万二千トンの漁獲割り当てを行うということで意見

が一致をいたしまして、議事録もほとんど一致いたしまして、署名の寸前において、御承知の暫定協定第一条と同じような幹部会令適用海域の問題が出てきたわけでございます。これは全く予期しない、ソ連の漁業省の諸君も、これはわれわれの段階でなしに上の方の段階からの指示でこうなったということ、二十五日にサインをし、二十八日に東京でシャルクを再開をしてそこで正式に署名をされると、そういう段取りまで決まっておったわけでございますが、そのような急な事態に相なつた。園田官房長官は、そのことを非常に遺憾に思っておるのだということを申し上げておるわけでございます。

アメリカが二百海里法を実施したその事態において、御承知のように、北太平洋の日米加三国の漁業条約並びに北大西洋における北大西洋漁業条約機構、ICNAF、これからの脱退を通告をいたしておるわけでございます。と申しますことは、アメリカの二百海里海域の設定をした、その上にICNAFなりあるいは北太平洋の日米加三国の条約が加わっておるというのでは、このアメリカの二百海里の専管水域に対する主権的権利の行使ということにどうしても制約を受けるといふことで、アメリカはこの二百海里の専管水域の実施と同時に破棄通告をしてきたわけでございます。ソ連におきましても、幹部会令を北太平洋の海域二百海里に適用すると、こういう段階におきまして、すでに日ソ漁業条約を破棄するといふ考えを持っておったようでございます。これは三月に私が訪ソいたしました際に示唆されておったところでございまして、私どもはそのことを十分頭に置きまして今日折衝してきたと、こういうことでございまして。

○青木新次君 そういたしますと、先ほども鳩山外務大臣が触れられましたけれども、日韓大陸間の協定がいまちょっとすえかかっていると、私も野党としてはこの問題については相当な問題の協定として反対いたしているわけでありすが、参議院選挙の関係等もあり、延長にはやはりおの

ずから限度があるわけでありす。したがって、この日韓大陸間の協定が流れたということになりますと、韓国は二百海里の漁業水域を設定するということになってまいるわけでありすが、この点についてどういふようにお考えになっておられますか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) わが国が二百海里の漁業水域を設定するという方針を閣議で決めたので、私も、韓国、中国等に連絡をいたしました。そしてその両国の態度というものは、必ずしも最終的な態度を決めておるわけではございませんけれども、日本の決め方がいかによくなるかということをよく注視してまいると、で、それぞれ自国としてもその対応策を検討中であると、こういうことを私どもは聞いておるわけでございます。したがって、すでに二百海里時代を迎えつつあるという環境のもとに検討に入っていることは事実でございます。したがって、検討の結果、いつの日にか結論が出てまいるのではないかと思います。今回の大陸間問題と特にならぬように関係してくるかというところは推測以外にないわけでございますけれども、私どももいたしましては、大陸間条約がこの国会でぜひとも御承認をいただきますように心から期待をいたしておるところでございます。漁業問題としての二百海里問題は、先方が検討をしておるということで御承知をいたしたいのでございます。

○青木新次君 そういたしますと、向こうが検討中だということになりますと、わが日本の立場としても、韓国や将来は中国を含めて二百海里の漁業水域を設定されるものとして対応の姿勢をとらなざるならぬというように考えておりますけれども、その点はソ連、アメリカの漁業水域二百海里の設定に伴う問題と運動されるじやないかというようなことについては、どういふようにお考えになっておりますか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) ソ連でも、必ずしも全体の海域につきまして二百海里を設定したという

二百海里の漁業水域を設定するというところも行われておりますので、相互主義に基づきまして区域を限って設定をするということは、これは国際法的にも許されるものというふうには解しておるつもりでございます。したがって、現在、日韓間、日中間の漁業は、そのそれぞれの協定に基づきまして非常に円滑に行われているというのでございまして、現行体制を維持することが好ましいと、こういう観点から先方が二百海里を引かなければこちらも引かないと、こういう態度で進むべきものと考えておるわけでございます。

○青木新次君 まあ、大臣はなるべく触れたくないという発言をされているようですが、私の申し上げたいのは、北方水域で韓国漁船がいわゆる締め出されて、北海道周辺に来て、漁民に大変迷惑をかけているわけですね。そういうような問題等について、片方は、ソ連は二百海里、日本も二百海里を引くと、そうして韓国との関係は関係ないわけですから、これはどんだん入ってきて漁業水域での操業は自由なんですね。それがたとえは領海十二海里の問題と、それからもう一つはいわゆる対馬海峡の西、東の水道の関係の国際海峡の設定と相まって非常に混乱が予想されるので、私は特に大陸間協定の問題の取り扱いに対する対応の姿勢もいろいろ考えているようだというところも含めて、そのことについては政府としても対応のやはり構えをとっておかなきゃいかぬじゃないか、隠して通れるものじゃないかというふうに思ふんですけれども、その点いかがですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 私どももいたしましては、大陸間協定をどうかこの会期中に御承認をいただくことを心から念願をいたしておるところでございます。領海十二海里に拡張すること、二百海里の漁業水域を設けること、この二つの点につきましては韓国政府も検討をいたしておるわけでございます。したがって、その検討の結果いかんによりましては、いずれの日かはこの問題はやはり解決をせざるを得ないと思ひまして、そ

ういう心構えのもとにわが方といたしましても検討をいたしていただくを希望いたします。

○青木新次君 農林大臣にお伺いしたいと思ひますが、現行三海里の領海法と言つていいんですか、その設定をしていくといふことか、その問題は、太政官通達とかいろいろありますね。そのことはよくわかるんですが、この段階で十二海里とする法的根拠と言ひますか、それはどうなんですか。そしてまた、いままで踏み切らなかつた理由というものでないか、ひとつ説明してもらひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木重幸君) この領海の幅員を三海里から十二海里に広げると、この問題は、國際的には御承知のように六十カ国もすでに十二海里をとつております。これは領海に対する國際的な考へ方が定着の方向に收斂されておると、こういう認識を私も持つておるわけでございします。

もう一つ、國內的には、いままで三海里であつたわけでございしますけれども、ソ連漁船あるいは韓國漁船等々が日本の近海で無秩序な操業をやる。そのためにわが國の沿岸漁業の操業が大きな制約を受ける。また、漁具、漁網等の被害も続発をしておると、こういう事態を考えまして、海洋法會議の動向もそういうことでございしますので、今回、領海幅員を三海里から十二海里に拡張するように政府としても決断をし、國會の御承認を得るようにならば御審議を賜つておると、こういうことでございします。

○青木新次君 各大臣も非常に胸に衣を着せてしやべられずに、端的に申し上げて答弁してもらひたいと思ひますが、私は農林大臣のいまのお話もあるでしょうけれども、非核三原則の問題とそれから國際海峡の自由航行の問題、自由通航の問題というのは、これはやっぱり日本として十二海里に踏み切れなかつた大きな理由だと思ひます。そうじゃないですか。

○國務大臣(鈴木重幸君) 私は、農林大臣をお引き受ける前からこの新しい海洋時代、また最近におけるわが國近海における外國漁船の動向等か

ら見まして、一日も早くこの実施をやるべきであつと、こういう主張を一貫して持つておつたわけでございします。福田内閣が成立をし、私もその責任の立場に立ちましたので、關係閣僚並びに閣議の方針を御決定をいただきましてこれに決断をしたと、こういうことでございします。

これは重ねて申し上げるまでもないことでございしますけれども、いわゆる國際海峡につきましては、國連海洋法會議におきましても無害通航よりもより自由な通航制度、こういうものが海洋法會議の一つの方向として固まりつつある、收斂されつつある、こういうことを踏まえまして、またわが國が海洋國家として、また近代工業國家として原材料等を海外から仰いでおる、また自由貿易がわが國の基本的な政策である、そういうようなことを総合判断をいたし、海洋法會議におきましても、より自由な通航制度というものを主張してきておつたわけでございしますので、そういう基本的な方針に基づきまして、わが國の五海峽につきましてもあのような現状に凍結をしようと、こういう方針をとつた次第でございします。

○青木新次君 農林大臣、そういうふうに言つてくれればある程度そうかなと思ひます。それを初めから言つてくれなかつた困ります。それから、それから、國連の統一と言ひますか、ソ連がなぜこんなに協定の實施に對して理不尽な態度をとつておるのかという点について、私はやはり認識の統一をする必要があるというふうに考へますので、私はこの点については、ソ連がなぜ頑強な態度をとつておるのかという点について私は私の考へを申し上げますから、ひとつ御答弁を簡單にお願ひしたいと思ひますけれども、ソ連が北方四島の周辺を自國の領土として考へて、しかも既成事實化したために四島周辺に對する専管水域を設定した、これはまあ領土問題は解決済みという強硬姿勢が裏づけになつておる。それからソ連が漁業問題でE.C.沖やアメリカ沖から締め出されて、そして撤退を余儀なくされておるために、北西太平洋のオホーツク海、ベーリング海峽その他に對

してはとれるだけ自國のものとしてとつてしまふという構えがある。それから自分の國で二百海里内で漁獲量を確保しようとしておるんだから、そのため日本の割り当て量が減つてもそんなことは構わないというやうなこと。あるいはまた、日本と中國との關係等について、平和友好條約の成立という問題について中ソ關係の背景をもつて率制を圖つておるというやうな点。あるいはまた、政府は触れたくないと思つておるミグ25の解体作業等についてアメリカと一緒にやられたといふことに対するソ連政府の感情の逆なでといひますか、そういうものが背景となつて、何か非常に理不尽な態度をとつておるというふうに思ひますけれども、その点いかがですか。

○國務大臣(鈴木重幸君) ただいまお話になりましたやうな分析あるいは認識と申しますか、これは私も大体似たやうな認識を持つておるわけでございします。具体的に交渉の任にありましますからあれこれ申し上げることは適當ではないだらうと、こう思つております。

ただ、私は、さらに青木先生のお話につけ加へまして、戦後三十年にわたつたところの日ソの友好親善關係への兩國の努力、これがもつと温かくまた厚いものであれば、相互のこの不信感と申しますか、そういうものがなくなつたであらう、今後やはりこういう問題に私も当面をいたしまして、日ソ關係というものは將來に向かつて大いにひとつ維持発展させていく努力が必要であるという認識を、つけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

○青木新次君 いまの農林大臣の一番後段に言われたことを背景として申し上げたいと思ひますが、國際的には領海條約があり、この領海條約に幅とかさういふものは書いてないです。今日世界海洋法會議の結論があるけれども、いまの事情の中で、たとえばソビエトがわが國の近海に出漁してそして漁民が迷惑を受けておるけれども、この問題は二百海里の漁業水域時代に對して急務がわが國がそれに対応せざるを得ない。

いわゆる領土問題と漁業問題を切り離さうということなだけども、漁業問題が前に出てきて、そして及び腰でこれに対応してゐるという姿勢があるということがまず第一点。

それから、今回の國際海峡の設定の問題で五海峽を決めたやうでありますけれども、これに對してやはり私は對アメリカに對する政府の姿勢、いわゆる日米安保條約を背景とする姿勢と、それから對ソ連に對する國際海峡の設定に對する対応のわが國の姿勢というものの二つについては、根本的な相違がある。たとえば宗谷海峽にしても、津輕海峽にしても、あるいはまた對馬海峽の西、東の水道にしても、あるいはまた大隅海峽の設定についても、その辺が軍事的側面とかかわり合ひがあるんじゃないかというふうに思はれておるし、またソ連は現にそう思つておるわけでありま

すけれども、その点については農林大臣、どうお考へになつておられますか。

○國務大臣(鈴木重幸君) 私どもは、先ほど来るお話を申し上げておるやうに、國連海洋法會議に對するわが國の主張、無害通航よりもより自由な通航制度と、そういうやうな観点からやつておるわけでございまして、アメリカからかう、ソ連からかうというやうな、國別にこの通航制度を運用しようというやうな考へは毛頭ないわけでございまして、現状のままに當分の間やつていくと、こういうことでもその点は明確になつておると思ひます。

○青木新次君 時間がございせんから私はしよつと申し上げますけれども、國際的に領海十二海里となつた場合における、マラッカ海峽におけるインドネシアとマレーシアは十二海里をとりおります。それからシンガポールは三海里。今日これら三國は、U.R.C.ですか、船底から海底までの段階をシンガポールは四メートル、それから他の二國が三メートル、足して二で割つて三・五メートルというやうな結論が出されたやうに聞いております。これらのことはわが國がどう思はうとこ

おけるジブラルタル海峡と同じように、海峡国がやはり自分たちの権益を守ろうというような立場に立っているわけです。したがって、先ほど鳩山外務大臣がおっしゃったようなこととはうらはらな関係で、逆な方向に進んでいるということが今日のいまの実情だと思ふんですけれども、この点についてはどうお考えになりますか、外務大臣。

○国務大臣(鳩山威一郎君) マラッカ海峡の沿岸三カ国が、外相会議を持ちまして協定を結んだわけでございます。その内容は、御承知のようにただいまのU.K.C.の問題、その他安全航行帯をどうするかという問題を話し合われたわけでございまして、この問題はやはり海峡の安全通航と、それから公害の予防という観点から取り決められておるわけでございます。で、この協定の内容につきましては、これが所定の手續をとりまして国際機関がこれも認めるというふうなことにすれば、日本としてもそれを尊重すべきものと考へております。

しかし、問題は、マラッカ海峡の通航問題につきましても、艦艇別な規制が行われなかったというところを私どもは大変評価をしているところでございまして。一定の危険物と言いますか、大型タンカーというふうなものは、それは大変公害を起しやすい問題であると危険視されておりますから、そういった大型タンカーに対する特定の規制というものが行われぬように私どもは期待をいたしておるところでございますが、沿岸三カ国の話し合いというものは、そのような艦艇別の規制というふうな方向にいかないで、共通のルールというものを決めるという方向でありますので、わが国としては尊重をいたしたいと、こう考へておりました。これがいわゆる国際海峡のより自由な通航を確保するという観点からどのような判断をされるかということでありましかるべきで、今回のような措置は、私どもはそれは所定の適切な手續がとられれば、尊重してしかるべきであらうというふうな考へております。

○青木新次君 時間がございませぬから先に進みますけれども、海洋二百海里時代に突入いたしました。いまの海上保安庁の警備体制ですね。これは運輸大臣にお伺いしたいと思ひますけれども、領海十二海里では対応できる、二百海里には対応できないんじゃないか、こういう海上保安庁の現状がいろいろ議論されているようでございますけれども、この点はいかがですか。

○国務大臣(田村元君) いま海上保安庁には巡視船艇が三百隻ございまして、航空機等三十四機ございまして、でありますから、当面、警備につきましては対応し得るものと思ひますけれども、率直なことを申し上げて、二百海里時代というものが予想より早く到来いたしました。でありますので、従来、もちろん二百海里時代を想定して警備の力の増強を図っておりましかるけれども、これから一層スピードを速めて増強を図らなければならぬ、このように考へております。

○青木新次君 三原防衛庁長官にお伺いしたいと思ひますが、四月二十一日の閣議後の記者会見で、海洋新時代に対応するわが国の海上警備管理体制の現状について、海上保安庁の能力では疑問があるので、新しく自衛隊法の改正を考へている旨の発言をして、自衛隊に海上警備や管理の機能を付与したいといっているようでありましかるけれども、この点については、いまの法体系の中で海上警備については、沿岸警備ですね、海上保安庁の任務とされているんですけれども、この点どういう認識をされておりますか。

○国務大臣(三原朝雄君) ただいま運輸大臣が申されましたように、現在の私どもの法体系におきましては、あくまでも海上の一般的な警備任務は海上保安庁によってなされるものと思ひております。内閣官房長官の方で自衛隊法の云々というふうなものが二十四日出されたようでございますけれども、したがって、私どもはいまの現体制において海上保安庁の任務遂行に積極的に協力していく、そういう態度でおるわけでございまして、いま自衛隊法を改正をするというふうな考へ方は持っておりません。

○青木新次君 積極的に協力するということは、これは場合によつては内閣総理大臣の命令によつて自衛隊が前へ出ることはあり得るというようなことが言われているわけですが、農林大臣、いまの漁業監督官というのがありますね。これは水産庁の関係として、この点については海上保安庁との協力関係等について非常に明確にされておらないわけですね。片や自衛隊がある。しかし、現実には漁業監督官は漁船に乗って監督するといつてもなかなかむずかしいんじゃないかと思ひます。それから現に水産庁で漁業水域に入漁することを許可する、漁獲量を許可する、船種を許可する、あるいはまた、魚を取る場所について許可を与えるといったような問題等について、じゃこの取り締まりをどうしたらいいかという点について非常に不明確だと思ふんですけれども、この点、農林大臣と運輸大臣に、ひとつ簡単に、簡潔に答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 農林省水産庁の監督船は漁業の面におけるところの行政指導をやる、また漁業法等に基づきまして免許並びに許可をやる、それが適正に行われて漁業秩序が維持されると、こういうことをもつぱら行政指導としてやっておるわけでございまして。私は、海上保安庁の方はそういう違反行為等を取り締まる警察権を行使すると、そういう任務を持つておると思ひます。で、ございまして、私どもはこの水産行政、漁業行政、許可あるいは免許制度、これが確保され、そして漁業秩序が保持されるように行政指導をする、こういう立場で農林省の監視船、監督船はやっておると、こういうことで御理解を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(田村元君) 海上保安業務はあくまでも海上保安庁でございまして。

○青木新次君 三分までいいようですから申し上げたいと思ふんですけれども、この新しい海洋法時代というのに対して、私どもはアメリカ並びにソ連は沿岸警備について海軍と海上保安庁と云うのですか、この点については、分担関係に

ついては明確に沿岸警備については海上保安庁、それからその他の関係、空の関係はこれはもちろん軍隊という関係になっているらしいですね。日本の関係等についてはなかなかその点が、明確になっているんじゃないか、はっきりと明確になっているというふうには私は言い得ないと思ふので、すけれども、二百海里の漁業水域の警備については海上保安庁は完全にこれはなし遂げる、やり遂げるという気持ちがおありですか、どうですか。

○国務大臣(田村元君) もちろんその決意でありますし、その任務の重大さというものを痛感いたしております。

○青木新次君 大蔵省に最後に。

したがって、たとえば海上保安庁関係の予算が五十四年度にまたがっているものもあるし、それから五十二年度につくものもある、これはできてくるのは五十三年度ですね。一年おくれ、または三年ぐらいくれて警備艇その他ができるという点なんですか、その点は補正予算で考へるというふうなことはありませぬか。

○政府委員(松下康雄君) 新海洋秩序に対応いたしますところの海上の警備体制の充実ということにつきましては、実は本年度予算編成の段階から保安庁からもお話ございまして、本年度の当初予算におきましても関係の予算につきましては前年度に対して約六七%の増額をいたしまして、百六億円を計上いたしたところでございまして。ただ現実にはこの領海の拡大、それから漁業水域の設定がいよいよ現実問題となつてまいります。と、やはり保安庁当局におかれましては、水産庁等の関係省庁と御相談をされて、警備体制を今後どのように強化していくべきかということをさらに御検討を始めておるようになつております。この問題は、当面緊急を要する措置あるいはやや時間をかけて対応していく措置と二通りあると存じますけれども、私どもは関係省の検討の煮詰まりぐあいに応じて、これに対してそれぞろれどのような財政の対応措置を考へていったらよろしいかという点を、よく検討したいと思ひます。

ております。

○三木忠雄君　まず最初に、漁業交渉の問題で、二回っておきたいと思うんです。

御苦労ですけれども、農林大臣が三たび訪ソされるわけですが、この五月から行われる今回の漁業交渉の基本方針は、いままでの漁業交渉と変わった観点に立っての基本方針で貫かれるのかどうか、この点についてまず伺いたい。

○國務大臣(鈴木重幸君)　いままで前二回の交渉と基本的には変わっておりません。もっと具体的に申し上げますと、一番いま日ソの間で意見が一致を見ないでおります点は、暫定協定案第一条の適用海域の問題でございます。この点につきましては、私も戦後未解決の問題でございまして、これは戦後未解決の問題でございまして、こういうことで平和条約の交渉でこの問題は処理さるべき問題であると、こういう点が日ソの間で基本的な共通の認識として、はっきりいたしますれば、私はそれに即応したところの適用海域の問題はおのずから解決の道を見出せるものでございまして、こういう方向で努力を怠りません。

○三木忠雄君　時間がありませんので端的に申し上げたいんですけれども、前回中断になった二回目の交渉のこの最後の段階で、日本政府案とソ連政府案の中で、この暫定協定の取り決めの両国案のこの文章の中で、特に日本側の農林大臣が出した案ですね、これはソ連最高会議幹部会令の効力の及ぶ水域で日本の操業に關する日本政府代表と――幹部会令の効力の及ぶ水域と、こういうふうな日本政府案を出しているわけですね。これは私は、ちょっと領土問題をたな上げにした玉虫色であるとかいろいろな意見が言われているわけでありまして、昨年の十二月十日にソ連の最高幹部会令が發布されて、この第六条にやはりソ連邦大臣會議が規定されて、こういうふうな明確にこの第六条でうたっているわけですね。そうしますと、この幹部会令をこのまま用いるということとは、とりもなおさずこの北方領土の水域の問題をのんだ形になっての交渉になるのではないかと、

こう私は考えるんですけれども、この点はいかがですか。

○國務大臣(鈴木重幸君)　第一点は、この幹部会令、これはアメリカの場合におきましては二百海里専管水域法、これを全然頭から認めないということになりますれば、漁業交渉はもう人口にも入れない、ノックもできないと、こういうことにならなければならない。私は幹部会令というものはこれは認めて、そして交渉に入らなければならぬというのが第一の基本的な認識でございます。それから幹部会令そのものの内容でございますが、幹部会令の第一条、私はこれが海域をうたっておるものと、こういう認識を持っておるわけでございます。第二条以下は第一条に定められた海域と、こういうことで全部第一条に定められた海域と、こういうふうなうたっておるものであります。第六条というのは、具体的な海域内におけるところの水産動植物の管理とか、あるいは具体的な規制方法であるとか、それを定めるということでございます。私ども日本の基本的なこの幹部会令の読み方としては、海域の指定というのは、ソ連邦沿岸に接する北西太平洋の海域と、こういうことが第一条にうたわれておる、そういう認識でございます。

○三木忠雄君　そうしますと、二月二十四日の、ソ連邦最高会議幹部会令第六条に従いと、こういう文を受けておりますので、私はこの解釈が、どうも日本政府の中でやはり農林大臣の意見とそれから外務大臣の意見、あるいは外務省筋の意見と食い違っているんじゃないかと、こう私は考えるのでございます。

○國務大臣(鈴木重幸君)　私は、筋論を申し上げたわけでございますが、しかし具体的にソ連政府は第六条に基づいてああいう指定海域を決めておる、つまり線引きと一般に言われておりますけれども、そういうものを決めておる、こういうことが明らかになってきたわけでございます。そうやってまいりましたから、一九七七年の二月二十四日のあの閣僚會議の決定の適用海域、これはのめ

ない、こういうことになるわけでございます。その点は農林省も外務省も完全に意見は一致いたしておるところでございます。

○三木忠雄君　そうしますと、外務大臣、園田・コスイギン會議が行われたわけですね。それからその要請を受けて、鈴木農林大臣が再びソ連へ行かれたわけですね。そこまでは、この幹部会令で政府案を進める予定であつたわけですね。ところが、モスクワの方からの情報がどうか知りませんが、線引きを含む問題だということで非常に問題になって、実は漁業交渉がまとまらなかったという、こういうふうな意見があらわれるわけですね。その点で私は外務省と水産庁、特に農林省との間にやはり意見が食い違っているんじゃないか、ソ連へ行つて出先でいろいろ現地のマスコミ筋の話を聞くとやはり福田内閣の意思が統一されていない、どっちの問題どうこうじゃない、まず日本の漁業交渉に臨む基本態度がはっきりしてないんじゃないか、こういう点が実はうかがわれるわけなんです。したがって、この幹部会令の問題に対する外務省の考え方はどうなのか、この点もう一回私は伺っておきたい。

○國務大臣(鳩山威一郎君)　外務省と農林省との間で食い違いがあるというようなことは、これは新聞等でいろいろ出ますけれども、そのようなことは全くございません。福田総理のもとで、統一した態度で鈴木農林大臣が折衝にお臨みになったわけでございます。幹部会令につきましては、昨年十二月十日に幹部会令が出ましたときに、この二百海里というものをいよいよソ連が引く、こういうことであつたわけでありまして、二月二十四日に出ました大臣會議決定というものの、これにつきましてはわが方としては納得できないということと、これは直ちにそういう考え方を決まして、官房長官談話をもちましてソ連に對しましてわが国の見解を申し述べたわけでございます。そして、そのとおりの考え方で今日もお買い

るということで、御了承をいただきたいのでございます。

○三木忠雄君　そうしますと、外務省は暫定交渉の取り決め部分の、この幹部会令によるといふところの問題は了解をされているわけですね。この点、もう一度念のために伺います。

○國務大臣(鳩山威一郎君)　そのとおりでございます。

○三木忠雄君　そうしますと、農林大臣、一条だけの問題が今回の漁業交渉の問題でぶつかつてくる、こういう形になるわけですね。私も外務省のいろいろな意見を実は時間があつたら聞きたいのでございますけれども、詳細にわたるいろいろな問題を聞きたいんですけれども、そうしますと、一条の問題が実は問題になつてくる。この問題でお互いぶつかり合つた場合には、どうしても北方四島の問題が実は解決をしないやならない問題になつてくるのでございまして、これをどう結末して農林大臣が解決しようとするのか。

○國務大臣(鈴木重幸君)　私は、この北方四島の問題は戦後未解決の問題である、これは一九七三年の田中・ブレジネフ両国の首脳で合意をし、共同声明で明らかにしておるところでございます。この戦後未解決の問題として、今後平和条約の締結交渉で具体的に詰めていくのだと、こういうことを両国がそのとおりに受けとめますれば、それに即したところの漁業協定の第一条というのは、私は両国の立場を損なわないようにできるのではないかと、こう考えております。それを、もうこの北方四島の領土問題は解決済みである、こういう前提で臨んでこれらと、わが方としては今後の平和条約交渉に大きな支障を来すわけでございますから、そういう前提では絶対に認めない、こういう立場でございます。

○三木忠雄君　そうしますと、この本法律案がいずれ近いうち通ると、こういう形になりますと、二百海里を前提にして農林大臣が漁業交渉に今回臨まれるわけですね。そうしますと、この法律が施行までに約二カ月ぐらいかかると、こういう形

になりますね。特に政令とか省令に時間をとると、これはもう当然私もわかるわけでありまして、けれども、この中で何が一番やはり時間をかけ、ポイントになってくるかということも農林大臣考えているか。

○政府委員(岡安誠君) 二百海里法の施行につきましては、法律は衆議院の修正もございまして、けれども、二カ月というような期間せむとも私どもは必要だと考えておりますが、その内容につきましては、政省令におきまして私ども二百海里の法律の施行の内容を定めることが一点でございますけれども、もう一つは、やはりわが国が二百海里法を設定したということ、二百海里内外国漁船が漁労する場合には、国際約束その他の合意に基づかなければ、私どもとしては許可証を発行しないということも明らかにしているわけでございまして、それらの周知徹底並びに準備の期間といたしまして、私どもは施行につきましてはしばらく日数が必要であるというふうに考えているわけでありまして。

○三木忠雄君 そうしますと、外務省——外務大臣でなくて事務当局でも結構ですけども、二百海里の海域の海図ですね、この問題については、ソ連とか、あるいはカナダとか、アメリカとか、そういうところから日本に送られておりますか。届けられておりますか。

○政府委員(岡安誠君) そのような、二百海里はこまでであるという海図は送られてきておりません。

○三木忠雄君 そうしますと、日本の二百海里のこの第三条の「定義」の中にもありますけれども、第三条第二項の「中間線」について、二百海里の海域の海図は、日本はいずれにしてもつらなきやならないわけですね。これは海上保安庁がつくるのか、どっかがつくったものを海上保安庁長官が承認するのだからと思うのですけれども、この領海は北方四島を当然含めて引く海図になつてくると思うのです。これはどういう計画でつ

くられる予定ですか。

○政府委員(岡村泰彦君) 実施期間中によく各省と詰めた点で思っている点ですけども、現在考えていることをお話ししたいと思います。

二百海里については、外国に守ってもらわなきゃ何にもならぬ。私どももまた取り締まりをやる必要がございますので、適当な地図に二百海里の境界を書いて周知方を図りたいということが一つでございます。

それから十二海里ないし三海里という一つ特定海域の問題がございますが、これは海図で明示をして、これも周知徹底方を図りたい。

それから外国との境界というお話がございましたが、ソ連との境界については、これは海図に書いてはつきりしたいということを三木先生考えております。

○三木忠雄君 そうしますと、それは大体いつごろまでにその海図に、特にソ連と接近するところ、それはいつまでにつくる予定ですか。

○政府委員(岡村泰彦君) 二カ月の期間中に作業をやりたい。間違いがあつたらいいけれども、慎重にやらしていただきたいと思ひます。

○三木忠雄君 そうしますと、農林大臣は二百海里の法案をひつ提げて、日本は二百海里できたと、そういう形で交渉に臨むわけでしょう。ところが、実務的には、海図の問題にしましても明確なものを諸外国に配るのが実はおくれるわけですね。こういう点に対しての、交渉の問題としてどうですか、その点は。

○国務大臣(鈴木善幸君) 海図等が完成いたしましたのは、いま政府委員から答弁があつたとおりでございますが、いま、第一条の適用海域の問題はきわめて高度の政治的な問題でございます。わが方は、本邦沿岸沖合二百海里と、こういうことになりまして、また、いままでの領海三海里を十二海里に幅員を広げると、こういうことで明らかでございます。具体的には海図で示すわけでございまして、政治的にはもうそのとおり明らかになるわけでございます。私は、今度両法案国

会で御協力いただきまして審議の促進をお願いできておるわけでございますが、これができ上がりましてことによりまして、ソ連も今度はわが国の漁業水域の中に入ってくるようになります。わが方はこれを一定の条件で受け入れるという方針をとっておるわけでございます。そういういたしますと、ここ二カ月の間に、今度は日本の沖合においてこのソ連漁船の操業に関する協定というものが、これは結ばれることに相なるわけでござい

ます。そうなりますと、いま交渉しておりますものと、もうすぐ交渉しなければならぬものというものが、こう各条項ともこれは私はパラルレルに物事が考えられると、こういうことになろうかと思ひます。いままで全然わが方にはそういうものがないという場合であります、ソ連の原案そのものを基礎にしている議論をする、こういうことになりましたが、今度は両方のその法体系、制度というものをならみ合はして交渉できると、こういうようなことで、議論の整理といひます。か、交渉の整理といひます、整合性といひます、そういう点は非常にやりやすくなると、このように存じております。

○三木忠雄君 そうしますと、これは実は、農林大臣に課された交渉というのには非常に複雑になつておるわけですね。二百海里外のカケ・マスの問題が一つあります。それからこの暫定交渉の問題が一つあるわけですね。それから、ソ連から日本の二百海里の中に入ってくる、たとえばイワシの問題なんかをどう処理するかという、この問題があるわけですね。この問題と、それから本協定をいづれ年内にやらなきゃならないだろう、こういう問題になつてきますと、この五月に交渉に臨まれる態度として、やはりこの二百海里は実際上は施行は二カ月後になりますね。ソ連のイワシをとる問題についての相当な問題が私は出てくると思ひます。これらの問題を、どういふふうにして農林大臣は手分けをして交渉に臨まれようと思ひておるんですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) いま三木先生が御指摘になつたように、いろいろの問題を抱えております。今回の交渉はいろいろの問題を抱えておるわけでございますが、しかし、問題点というのは大分煮詰まってきたおる、整理されておるわけでございます。わが方の二百海里漁業水域内にソ連漁船を迎えるという、その場合における漁業の方法、条件、規制の仕方、こういうようなものもいま交渉を進めておりますものとほとんど変わつたものではこれはなかなか合意がいかない、両方共通のような仕組みでもってやるといふことになつてございまして、第一条の問題を除きましては、ほとんど協定文については問題が煮詰まってきたおる。その他を除いてはもうほとんど成文化が進んでおる。その付属書につきましてもすでに進んでおると、こういうことに相なつております。

それからわが方の領海が三海里から十二海里になつた場合におきまして、三十二海里の間のソ連の実績と、これは十二海里の外百八十八海里のわが方の漁業水域内のクォータの算定の基礎に実績として加算をしてやると、こういうことにつきます。この点についてはソ連も了解しておるわけでございます。そういうようなことで、問題は非常に広範な問題を抱えておりますけれども、問題点は煮詰まってきたおる、こういうことでございます。

○三木忠雄君 もう一点、農林大臣、二百海里の取り方の問題ですね、基線の問題がソ連側と日本側との考え方が違つておるわけですね。日本は十二海里プラス百八十八海里になるわけですね。ソ連は領海のある基線と同じような形で取るわけですね。この問題は、これはソ連が、イシコフ漁業大臣等の話を聞くと、海洋法会議が決まれば世界の類例に従つて、こういうふうな言い方をしておるわけですね。しかし、暫定交渉においてはこの考え方は違つておるわけですね。その見解は、農林大臣はどう思つておるんですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 三木先生御指摘のとおり

りでございます。わが方の領海並びに漁業水域の適用海域というのは、国連海洋法会議の統一草案、それに基づいてやっておりますのでございませう。ところが、ソ連の方はソ連邦沿岸の基線から二百海里の間これ全部に幹部会令が適用になる、その中に領海十二海里というものが存在をする、こういうことでございませう。そこから、成文化におきましてはソ連としては、幹部会令が全体に適用になっておりますから、十二海里の中に相手国との協定によっては入漁も認められる、こういうことが出てくるわけでございませう。

ところが、わが方におきましては領海の十二海里の中には外国船は一切入れない、法律のたてまえからいっても、一切これはどことがどう希望を表明しても、またその部分についての別途の協定をしようといひましても、わが方は法律上からいって受け入れられない。問題は、その外百八十八海里の中における実績のある国、これに対して一定の条件で入れてやる、もうそれ以外に方法は無い。問題が非常に整理されてまいりますから、協定案文の第二条の問題も、今度はこの実務家の段階で整理をいたします場合に非常にわかりやすくなっております、この認識をしております。

○三木忠雄君 もう余り時間がないようですけれども、もう一点外務大臣に、この海洋法会議において、二百海里水域については国際的にも相手国の経済問題を過度の混乱に陥れないと、こういうふうな海洋法会議のいろいろな話し合いの中で実施の前提とされているわけですね。相手国の経済を過度に陥れないというのはどういう見解を外務省は持っているのか、その点について。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 海洋法会議の二百海里の経済水域の問題が煮詰まらかけているわけでございませうけれども、その中でそのような考え方が出ておるわけでございまして、漁業の観点からいえば、従来の伝統的な実績というものを尊重して、この規制をかけるにいたしまして尊重していくべきものというふうに、私どもは理解をしていくところでございませう。

○委員長(橋本治君) 三木君、あと一問で。

○三木忠雄君 そうしますと、今後の五月から開かれますこの海洋法会議に臨む日本の態度として、二百海里の問題についてはエクセプトワンと言われて日本だけが何か反対したというようなこと、いろいろ言われているわけでありませうけれども、実際に過度の混乱に陥れないという問題について、海洋法会議で日本が強く主張できるかどうかという点ですね。こういう問題は、日本の国がやはり水産業を主力として、まあいけば過度の混乱に陥れられているわけですね。こういう問題についてはやはり外交ルート、特に海洋法会議等でも日本が強く主張すべき国際的な問題ではないかと、こう思ふんですけれども、この海洋法会議に臨むに当たっての方針を伺って、質問を終わりたいと思ふんです。

○国務大臣(鳩山威一郎君) わが国といたしまして、ただいまおっしゃいましたような過度の経済混乱に陥れないというようなことはきわめて大事なことでございませうから、わが国といたしまして強く主張いたしてまいりたいと思ひます。

○安武洋子君 まず最初に、海上保安庁の基本的な任務について伺ひたいと思ひます。

大別すると四つほどあると思ふんですけれども、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(重村泰彦君) 海上保安庁の任務は、基本的には海上における人命、財産の保護という問題がございませうけれども、海上保安法第二条にございませうに、法令の海上における施行、それから犯人の捜査、逮捕、犯罪の予防、鎮圧、海難救助、それから海上における船舶の交通の規制、それから海洋汚染防止、その他水路関係、それから航路標識関係を含めまして、海上における安全の確保を任務としておるのが海上保安庁でございませう。

○安武洋子君 では、二百海里設定に伴う海域のコントロール、こういう行政行為というのは、漁業の操業を守る、こういうことが主な任務として加わることになりませうね。

○政府委員(重村泰彦君) もちろん海上における警備の問題、いまお話し、がございました日本の漁民の操業の安全を守ります。それから外国の不法操業を取り締まるということ、すべて海上警備の問題として海上保安庁の任務であると思つております。

○安武洋子君 警察権の行使とそれから自衛権の行使、これは基本的に相違していると思ひますけれども、海上保安庁と海上自衛隊の任務の基本的な違いを聞きたいと思ひます。御答弁ください。

○政府委員(重村泰彦君) 私どもの任務は、いまお話を申し上げたとおり、そこで、別に自衛隊法の八十二条に、特別な場合に自衛隊も海上警備行動ができると、それは海上における人命、財産の保護あるいは治安の維持のために特別に必要があるときには、防衛庁長官は総理大臣の承認を得て海上行動をできることとなっております。平素のわれわれと自衛隊との関係は、自衛隊法百一条によつて緊密な連絡を平素とすることになっております。

○安武洋子君 いま海上自衛隊の海上における警備行動について自衛隊法の第八十二条において定め、これはおっしゃいましたけれども、いままで海上保安庁でこの条文に照らして特別な必要がある、こういう事態があったでしょうか。

○政府委員(重村泰彦君) 現在までは、その規定の発動は行われる必要がございませうでした。

○安武洋子君 では、新海洋法の設定に伴つて今後海上保安庁だけで処理できない、こういうふうなお考えはありますか。

○政府委員(重村泰彦君) 海上警備の一義的な責任は海上保安庁にございませうので、今後の事態に備えても、私どもは全力を挙げて海上保安庁の手でやりたいと考えております。

○安武洋子君 外国にはコーストガードがあつて、先進国ではほとんど海軍とコーストガードが任務を分担しております。日本の海上保安庁もジャパンコーストガード、まあ外国ではこう呼ばれているわけですね。また、コーストガードのみの国

もあるというふうに聞いておりますけれども、諸外国ではどうなっているのか。コーストガードと海軍のある国はどれぐらいで、どのような国なのか、あるいは海軍がなくコーストガードだけの国はどのような国なのか、こういうことを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(重村泰彦君) 私どもが現実に日本の海上警備の問題で接しております国を申し上げますと、アメリカはたゞいま先生お話がございましたとおりコーストガードでございませう。その制度にならつて私どもが二十三年からきて、現在に至つておるといふことでございませう。それから、ソ連の方は、現実には海上警備をやっておりますのは、漁業の取り締まりなどの関係でやっておりますのは国境警備隊ということで、これは警察機関であると思ひます。それから、韓国は海洋警察隊というのがその任に当たつておりますが、これも警察機関であるといふことでございませう。

○安武洋子君 その程度のお調べしかつていないのでございませう。私どもの資料では、大体コーストガードと海軍がある国というふうなことで、アルゼンチン、カナダ、フィンランド、西ドイツ、東ドイツ、それから日本もそれに入りますけれども、フィリピンとかアメリカ合衆国ですね、ベネズエラというふうな国、まだ少し抜けておりますけれども、そうして、海軍がなくコーストガードだけを持つ国としては、ハイチとか、ホンジュラスとか、アイスランド、ジャマイカ、ヨルダン、マルタ。特徴的なのは、海軍があつて別組織としてコーストガードを持っている国というのは、いわゆる先進国なんです。海軍がなくコーストガードだけを持つ国というのは、小さな国というふうな姿なんですね。私、日本の海上保安庁というのにはアメリカのコーストガードをモデルに創設された、いまもおっしゃつておりますけれども、このアメリカのコーストガードの主な任務はどういうものでしょうか、お伺ひいたします。

○政府委員(重村泰彦君) 私どもの先ほど申し上げた任務と大体同じですが、水路関係の仕事が私

どもと違つて入っていない、これは恐らく海軍に入っているのじゃないかと思ひます。

○安武洋子君 まあ明らかにコーストガードと軍隊の任務は相違しているわけなんです。これが世界の先進国の姿であつて、これはいたずらな国際紛争を起さないというふうな配慮が私は働いていて、海軍がなくて、先ほども申し上げましたけれども、コーストガードだけという国は、一般に小国と言われている国なんです。しかし、海軍があつて、その海軍と明らかに性格、任務が違う、こういうコーストガードが海上警備に、管理に当たっている、このいわゆる先進国、日本もここに入ると思ひますけれども、海上保安庁も基本的任務はこの私が申し上げたコーストガードの範疇に入りますね。

○政府委員(重村泰彦君) 私どもは、先ほどもお答えいたしました、アメリカのコーストガードとはほぼ大半同じと御理解願つて結構でございます。

○安武洋子君 海上自衛隊が二百海里水域内で海上保安庁の活動を本格的にバックアップするためには自衛隊法八十二条を弾力的に解釈するか、あるいは同法を改正する必要がある、こういうことが関係閣僚会議で意見調整を行うというふうなことが報道されているわけです、新聞では。いままでの討議の中では私はその必要はないと思ひますけれども、海上保安庁、いかがお考えでしょう。

○政府委員(重村泰彦君) 私どもは現在、先ほども御説明申し上げましたように、私どもの任務は海上保安庁法の二条である。現状ではその任務に基づいて一義的責任を全うするために全力を挙げたい。自衛隊との関係は八十二条というところに関係があると。それは、防衛庁長官が特別に必要があるということを認められた場合には、総理大臣の承認を得て海上の警備行動に移ることができるといふように了解しております。

○安武洋子君 新聞報道でも、海上自衛隊がこの問題で乗り出そうというふうなことが報道されて

いる背景としまして、私は経団連防衛生産委員会がことしの一月に防衛庁に対して防衛力強化の提言をしております。防衛庁は、こういう経団連の意向を受けて、しかもいま国民の中には大反響感情が高まっております。これを利用して、こういう新海洋法制定、これをバネにしようとする、これをバネにして新しく軍勢力を増強しようとする、こういうことをたくらんでいるのではなからうかと、こう思われても仕方がないと思ひます。で、園田官房長官も、国民感情を利用してこの機会に軍備の強化を図ることは慎まなければならぬ、という御発言もあるわけですから、私はこのようなことをしないように、こういうことのないように強く要求いたします。

それと同時に、私は海上保安庁の監視体制、これを強化する必要があると思ひます。お伺いいたしますけれども、現在一体どれぐらいのヘリコプターとか船舶とか人員とか、これをお持ちなのか。今後新たにどれぐらい必要なのか、こういうことをお伺いいたします。

○政府委員(重村泰彦君) 海上保安庁の現在の勢力でございますが、お話がありました船舶は三百十隻、航空機は三十四機、人員は一万一千人というところでございます。当面、これを最も重点的に使つて、有効に使つて、警察機関としての責めを果たしたいということを考えておりますが、何分、二百海里時代の到来が予想以上に早かつたもので、今後その整備増強計画の促進を図つていきたいということを、目下検討している最中でございます。

○安武洋子君 具体的にはどれぐらいをお考えでございましょう。

○政府委員(重村泰彦君) 五十二年度の予算の中に盛り込まれている内容は、ヘリコプター搭載の巡視船一隻、それから大型航空機一機、それから三十三ノットの高速巡視艇二隻、それから中型ヘリコプター一機ということでございますが、そういった項目を中心に、今後その計画の促進を図つていきたいと思つておりますが、こういう計画でどれ

だけの金額になるかは、まだいまのところ検討中でございます。

○安武洋子君 人員は現状のままで足りるのでしょいか。物がふえれば人員は私はふやさなければならぬと思ひますけれども、その中に外国語、特にロシア語のできる人たちは何人ぐらいいるんでしょうか、いま現在。そして、そのような人をふやす予定、これはないんでしょうか。

○政府委員(重村泰彦君) 現在の一万一千人の人員が、整備の増強に伴つて必要な増員をしていくということは当然必要でございます。それからいまお話ししたロシア語でございますが、現状では、十人の養成が過去において行われて、必要な船舶、部署に配備をしておりますが、特に今後増強するために、五十二年度五人を増強してやりたいということを考えております。

○安武洋子君 最近、わが国の領海内に不法侵犯が相次いでおります。漁民は非常に不安におびえているわけですし、被害も受けているわけなんです。最近の領海内の不法侵犯それから領海周辺の不法操業、こういうものでどれぐらいの被害が出ているか、これについてお答えいただけますか。

○政府委員(重村泰彦君) 五十一年の数字で申し上げますと、外国船舶による不法入域が二百六十九隻でございます。国別には、台湾船が多ございまして二百五十六隻。それから、したがって海域別には南西諸島、沖縄県周辺海域が多いということでございます。それから艦艇別に申しますと、不法操業はそのうちの約六割、百七十四隻である。それから国別に申し上げますと、それに次いで多い不法入域につきましてはフィリピン船、ソ連船、韓国船、こういうことになっております。

艦艇別に申し上げますと、不法操業に就いて多いのは漂泊、停泊、無許可入港、密入国ということになっております。

○安武洋子君 農林大臣にお伺いたしますが、この問題は、一つは漁業者をどう守るかということが問われている問題であると思ひます。

まのような状況では、これは漁業者が非常な不安を持つていて、これは否めないと思ひますけれども、農林大臣として漁業者が守られていると、このままの体制で漁業者が守られると、こうお考えでございましょうか。いかがですか。

○国務大臣(鈴木幸吉君) 現在外国漁船によりましてわが国の近海が、いまのような沿岸漁業者に大きな被害を与えておるという現状を、私は非常に残念に思つておるわけでありまして、今回の領海十二海里法さらに二百海里の漁業水域法、これが設定をされますれば、政府としてもこの両法案に基づきまして外国漁船の操業違反、こういう違反行為は大部分これを抑制できると、このように考えておりますし、そのために最善を尽くす所存でございます。

○安武洋子君 海上保安庁の体制を強化すると、このことは非常に急務であらうかと思ひます。予算の面についても先ほど大蔵省にお答えでございましたけれども、やはりいま大枠というものはどれぐらい必要かわかつている。ですから、私はどうしても補正予算でも緊急に組んでこういう保安庁の体制を強化すべきだと、こういうふうには思ひますけれども、大蔵省は、福田大臣も指示をなさつていらっしゃる。で、予算要求については、出したら誠意を持っておこたえになるでしようか。

○説明員(奥倉宗夫君) お答えいたします。先ほども御答弁申し上げましたとおり、ただいま関係各省庁の間で、新しい海洋秩序に対応いたしますために海上保安庁の警備体制はいかにあるべきかということを検討しておりますので、その検討の結果を見まして、私どももいたしましては適宜対処したいと思つております。

○安武洋子君 運輸大臣にお伺いたします。もうどれくらい必要かということとは、やはり大枠ではわかるというふうなことですので、これは緊急に補正予算でも組んで要求なさるべきではないかと思ひますが、いかがでしようか。

○国務大臣(田村元君) いまおっしゃいました

ように、確かにその必要性を私自身は痛感を感じておられます。でありますから、先般も閣議で若干のニュアンスで物を申し述べたわけでありますが、いざこれにいたしても、二百海里時代が思ったより早く来たという事は事実でございますから、われわれとしては急いで所要の体制強化を図りたい、こう考えております。

○安武洋子君 時間が参ったそうですので、終わります。

○柄谷道一君 たいだいままでの質問にもございましたように、現行法で平時の警備を行います海上保安庁に配置されております監視艇及び監視船三百十隻、ヘリコプター十九機、YS11十五機、これが現状でございます。で、領海十二海里と漁業二百海里水域が制定された場合、この現勢力で新海洋秩序に対応できるのかどうか、お伺いします。

○国務大臣(田村元君) とりあえず、いまおっしゃったような三百十隻の船艇、三十四機の航空機、これをもって重点海域を定めて対処し得ると考えております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、意外に早かった二百海里時代ということで、警備体制の強化を急がなければならぬということとは当然でございます。

○柄谷道一君 問題は、この三百十隻の今度は量とともに質の問題でございますが、聞くところによりますと、二百海里海域まで航行できる船はうち九十隻足らず、しかもスピードが十ノットという、漁船よりもまさにスピードの遅い、いわゆる性能の悪い船が多数含まれている。とするならば、重点的に問題をしばっても、二百海里全域というところにつきましてはまさに穴だらけというのが実態ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(蒲村泰彦君) 二百海里に行く船が少なくはないかというお話でございますが、先生いまおっしゃられたように、監視船の中でPL、PM、PS型と称して、PLとPM型で九十数隻でございます。これはもう十分現在、特に一番遠い

ところで申しますとマリアナの前進哨戒、それから毎年いままでもございましてサケ・マス、北洋哨戒、そういったところに行っておる船でございます。まして、速力は十九ノット。したがって、漁船よりも遅いということもございせん。それから性能も、特に荒い海ということに備えて十分考えてございます。私も重点的な海域に有効に利用して、その責任を果たしたいと考えております。

○柄谷道一君 三百十隻のうち、いわゆる外まで、遠くまで出て行けるのは約九十隻前後と。そこで海上保安庁は、昭和五十二年度から三年計画で新海洋秩序対応策に乗り出したと聞いております。現在検討中のようでございますが、新聞報道されているところによりますと、ヘリコプター積載の大型巡視艇三千八百トン、速力二十一ノット、二十二ノット二隻、三十ノット高速巡視艇六隻、中型ヘリコプター四機、YS11三機というものがその内容だと報道されているわけでございます。しかし、これが仮に達成されたとしても、達成年度は五十四年でございます。それまでの間のいわゆる経過的な措置が現体制でできるのかどうかということでありまして。

○政府委員(蒲村泰彦君) 私ども、いま先生からお話しございました計画をもう一度見直しまして、それぞれの項目についてどの程度必要か、どの程度促進を図るかということはいま検討しております。それまでは、現在の勢力を有効に利用してやっていきたいと思います。

○柄谷道一君 運輸大臣にお伺いいたしますけれども、いま述べられましたような現状でございます。とするならば、当面海上保安庁のこの監視体制はきわめて弱体である、こう言わなければなりません。といたしますと、当面する緊急対策として、たとえば遊休化しておりますキャッチャーボートないしは北航船の中からもこれの転用が考えられるのではないかと。たとえば、現在南水捕鯨が中止されましたために、四十一隻のキャッチャーボートが係留されております。うち、直ちに改

装、就航できるものは十五隻ある。しかも、そのスピードは十七ないし十八ノット、耐波性にも富み、外洋遠く二百海里水域まで十分出動の可能性を持つ性能を持っているわけでございます。こういう問題について、運輸大臣は慎重に検討されるお考えをお持ちではございませんか。

○国務大臣(田村元君) 大変ユニークな御提案であります。検討いたしてみたいと思っております。

○柄谷道一君 前向きに御検討願う場合、海上保安庁の職員についても充足しなければならぬ、こういうことになります。この場合、転換もしくは用船する船員を登用する、こういうお考えがあるかどうかをお伺いします。

○国務大臣(田村元君) 海上保安官という仕事があり、いまのお話としては非常にユニークなお話でありまして、直ちにこれが適用できるかどうかということになりますと、私も海上保安官という仕事になりますと素人でございます。一度、そういう対応ができればどうか検討してみたい、このように思います。ただ、先ほど申し上げましたように、海上保安官の仕事の特殊性というところから、いかがなものであろうかという感じがいたしますけれども、いずれにしても検討いたしたい、こう思います。

○柄谷道一君 三原防衛庁長官は二十一日の臨時閣議終了後の記者会見で、自衛隊法の改正は考えていないということを前提としつつも、二百海里内での漁業規制が海上保安庁だけでできるのかどうか、新しい体制を考えなければならぬと述べられたと、この報道されております。私は、昭和三十三年に海上警備行動及び治安出動に関する海上自衛隊と海上保安庁との間に結ばれた協定でございまして、ただいままでの質問にありましたが、今日までの協定が発動されたことはございません。今後この協定の活用を含めて洗ひ直す、そういうおつもりを持っておられるのかどうか、お伺いします。

○国務大臣(三原朝雄君) たいだいま承っておりますと、運輸大臣からの御答弁があり、海上保安庁長官からの御答弁がありまして、いまのお尋ねの線と結び合せて考えるのでございますが、私自身、現在の体制で何とか対処できるのではないかと考えておるわけでございます。したがって、現在でございます海上保安庁と自衛隊との協定につきましては、これをいまままで検討を見直すとしようという考え方はいま持っておらないところでございます。

○柄谷道一君 自衛隊法八十二条関係は、たいだいまでもいろいろ質問が出ましたけれども、「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、」云々と、こうなっております。その「特別の必要」とは、海賊や不法行為をなす船舶が多数出没した場合に限るといのが政府の今日までの解釈である、こう言われております。といたしますと、この権限規定から逆に推定いたしますと、国際法という海賊行為などより程度の軽い事態に対応することを念頭に置いているのではないかと読み取れるわけでございます。これはある雑誌に掲載されていた記事でございますが、海上自衛隊の中村海幕長が、「経済水域内における護衛艦の近くで不法行為が行われている時、権限がないというだけでこれを看過できるだろうか。自衛官の心情としては見逃せないし、国民感情もこれを許さないであろう。実際にやるかどうかはともかくとしてその権限だけは明確な形で与えてほしい、」こう述べたと掲載されております。ということは、自衛隊法八十二条の洗ひ直し、ないしはこの特別の場合という解釈の洗ひ直し、これを現場は強く求めていると、こう受け取れるわけでございます。いかがでございますか。

○国務大臣(三原朝雄君) たいだいまのお尋ねの点、かつて実はそうした現場に達着したことがあったことは事実でございます。その際にそういうことを感じたものと思っております。その際に、しかし私ども今回のこういう新しい海洋時代に対し

ましては、防衛庁といたしましては、慎重に冷静に対処してまいりたいと考えておるわけでございます。したがって、第一次的にはやはり海上保安庁の最大のひとつ御活動を願ひ、これに協力をすることでおるわけでございます。

なお、八十二条の問題に就いてのお尋ねでございますが、このこと自体につきましても、やはり私も監視体制の中で不法船舶が非常に横行しておるという事態を把握いたしましたときには、直ちに海上保安庁に連絡をする。なおまた、そうした事態がどうしてもやっつけられないという場合に、初めて八十二条の適用になるわけでございます。しかし、先ほど来もはかの先生から御意見がありましたように、海上自衛隊が直接前に出るということ自体は、やはり非常にエキサイトする体制をつくり、戦争につながるというふうなおそれも生じてまいりますので、やはりあくまでも私どもの現在のこの対処策といたしましては、いま八十二条自身を見直すというふうなことは慎重な態度で進むべきものであるというわけで、いま八十二条を見直すというふうな考え方にはおりません。ただ、積極的に行いまの海上保安庁に協力するためには、何がわれわれでできるのかというふうな点についていま鋭意勉強しておるという事態でございます。現在の体制で、現体制で可能であるという前提のもとにそうした検討をさせていただくのが、現在の事態でございます。

○柄谷道一君 すでに本年の三月、漁業専管水域を二百海里に拡大いたしましたアメリカの場合、七百六十二万平方キロという世界一膨大な漁業専管水域を抱えるに至りました。その際アメリカ議会における議論の中で、この水域を完全にチェックするためには、世界一の米海軍の全勢力を投入してもその監視は不可能であろう。また、監視経費は毎年五千六百万ドル、約百六十八億円必要であろう。こういった事態に対応するために、監視省力化の切り札としていまアメリカで検討されておりますのが、シーサット一号、すなわち海洋

観測衛星にその機能を持たせる。そして、協定により二百海里以内で操業する船につきましては、特殊の電波を掲載することを義務づけまして、そして海洋衛星の監視と、この電波の中から協定に基づく操業であるか否か、こういう識別を行つていくという、こういうシステムがいまアメリカで真剣に検討されている、こう聞いております。で、運輸省はこの海洋監視を行うために新年度予算でこのような予算要求をしたけれども、大蔵査定であつたこれはゼロになつたとも聞いております。運輸大臣としてこのような新しいシステムの監視体制というのに対して、今後どのように対応されていくのか、お伺いしたいと思ふ。

○国務大臣(田村元君) いま御指摘のような予算要求をしたのかどうか、にべもなくけられたのかどうか、ちょっと聞いてみました。これは、そういう目的でなしに、海洋開発ということのことであつたやにいま説明を受けました。いまアメリカの話の承りましたが、さすがにアメリカというのは、言うこともすることも大きいなあと、思つて実は聞いておつたわけでありまして、海上保安庁としては、当面、とにかく今日この巡視船艇や航空機それから人員、こういうものの増強を目指したいと、こう考えております。

○柄谷道一君 領海を拡大し、漁業専管水域を拡大いたしましたも、これに対するチェックの体制が伴わないということになりますならば、これは主権が侵害されることとなります。いまいろいろ御質問をいたしましたけれども、質問の答えは、まあともかくにも現在の体制で、現在の法の範囲でという答弁から一歩も出ていないわけでありまして、私は重ねて、新海洋時代に備えるこの監視のための政府の総合施策についてお伺いをいたしたい。と同時に、自衛隊法八十二条の関連もいろいろ出ておりますけれども、防衛庁長官として新しい海洋時代に対応するために国防会

議を招集開催されるお考えをお持ちかどうか、あわせてお伺いします。

○国務大臣(田村元君) 私は、新海洋時代を迎えて今日のままで推移してよいというふうな考えでおるものではございません。先ほど来申し上げておりますように、当面重点海域を定めて、それに現有勢力を全面投入をして万遺憾なきを期したいと、こう考えておりますが、しかしその増強を急がなければならぬことも当然であるし、思い切った増強をしなければならぬことも当然でございます。海上保安業務を一身に担つておる責任というものは大きゅうございまして、その意味で、全力を挙げて責任遂行の任に当たりたいと、こう考えておるわけであります。

○柄谷道一君 五十年の一年間にわが国の領海に不法侵犯したなどの不審船は八十五隻、五十一年は二百六十九隻に上つていふと言われております。今後外国船舶が領海を侵犯した場合もしくは漁業専管区域に侵犯した場合、漁業問題、軍事問題双方の場合があるわけでございまして、政府はこの双方に対してどのような対応策をとらうとおられるのか、お伺いします。

○政府委員(南村泰彦君) 先生御指摘のような領海問題、今後いろいろ起つてくると思ひます。まず一般船舶については、領海条約で御承知のとおり無害通航権がございすけれども、それに対応して、沿岸国はまたその無害でない通航に対して所要の措置をとることができるといふことになつておりますから、私もそれはそれに基づいて所要の措置をとつていきたいと思います。

それから、漁業関係についてはそれは別個にまた漁業の秩序、操業秩序維持のために取り締まり法規もできておりますから、それに基づいて私どもはさらに海上保安庁法で警察機関としての適当な行動もとれることになつておりますので、取り締まりを現実に行つていきたいと思います。

○柄谷道一君 私は、今回の領海及び漁業専管水域、いわゆる海洋二法、これは日ソ漁業交渉が発端となりまして急速につくらなければならぬ、

まあはなはだ失礼な表現ではございますが、そのためにいわばこれに対して相応応しなければならぬ諸般の施策についてはおくれられている、いわばどろなわのこの海洋二法が制定されるという感度を深めるわけでございます。このような意味において、今後、領海及び漁業専管水域の拡大に伴うわが国の防衛、そして監視の体制がいかにあるべきか、また、その議論の進展いかんによつては国防会議というものでどのような真剣な討議を行わなければならぬのか、これはまさに残されたわが国にとつてきつて重要な課題である。その課題が、ただいままでの質問におきましてはまだ検討中、ないしは今後早急という答弁の範囲にとどまつております。ここに残された重大な問題があるということを指摘いたしまして、質問時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○委員長(橋直治君) 以上で予定の質疑は全部終了いたしました。本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認めます。よつて、連合審査会は終了することに決定いたしました。これにて散会いたします。

午後零時十一分散会